

三浦市地域公共交通会議に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、三浦市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 道路運送法の規定に基づく協議に関する事項
- (2) 地域の住民に必要な交通手段の確保に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく協議に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、20 人以内とする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の意見を代表する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 市民
- (5) 学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の者に加えて、市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の意見を代表する者を交通会議の委員とする。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条 交通会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第 5 条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によるものを含む。）しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

（部会の設置）

第 6 条 交通会議は、円滑な協議を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成は、会長が必要に応じてその都度定める。

（意見の聴取）

第 7 条 交通会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）

第 8 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第 9 条 交通会議の庶務は、地域公共交通主管課において処理する。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

附 則（令和 6 年 2 月 9 日三浦市告示甲第 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この告示により最初に招集される交通会議の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和 8 年 4 月 24 日 三浦市告示甲第 14 号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。